

## ケースカンファレンスの基本

大阪市立大学大学院生活科学研究科  
教授 岩間伸之

### ●ポイント

- ・ケースカンファレンスの意義と構造を理解する
- ・有意義なケースカンファレンスの方法（要点）を学ぶ

1. 「ケースカンファレンス」の位置づけ
2. 「対人援助の価値」とケースカンファレンスの密接な関係
3. 「ケースカンファレンスの現状」を振り返る —おなじみの(?)最悪のパターン—
4. 事例研究の8つの意義
5. 事例研究の5つの基本枠組み
6. 事例研究のプロセス —7つの段階と40のポイント—
7. 事例研究のための「事例のまとめ」

# 巻 頭 言

## 実践を言葉で説明する力

その実践の根拠は何か、なぜそのように働きかけたのか、ソーシャルワークがより広く社会に開かれ、またより深く社会に根づいた存在となるために、この問いに的確に答えることのできる「実践を言葉で説明する力」がソーシャルワーカーに求められる。

他職種との連携や地域住民との協働などが強調される近年の実践状況のなかで、ソーシャルワーカーたちが自分たちの実践を外に向けて正確に説明できなければ、社会的に認められる存在にはなりえず、場合によってはソーシャルワークの専門性や業務について周囲からの誤解を招くことになる。ただでさえ、結果に行き着くまでのプロセスが強調され、またクライアント本人の側からの評価が重視されるソーシャルワークの実践は、外から見えにくく、その成果を立証しにくい。

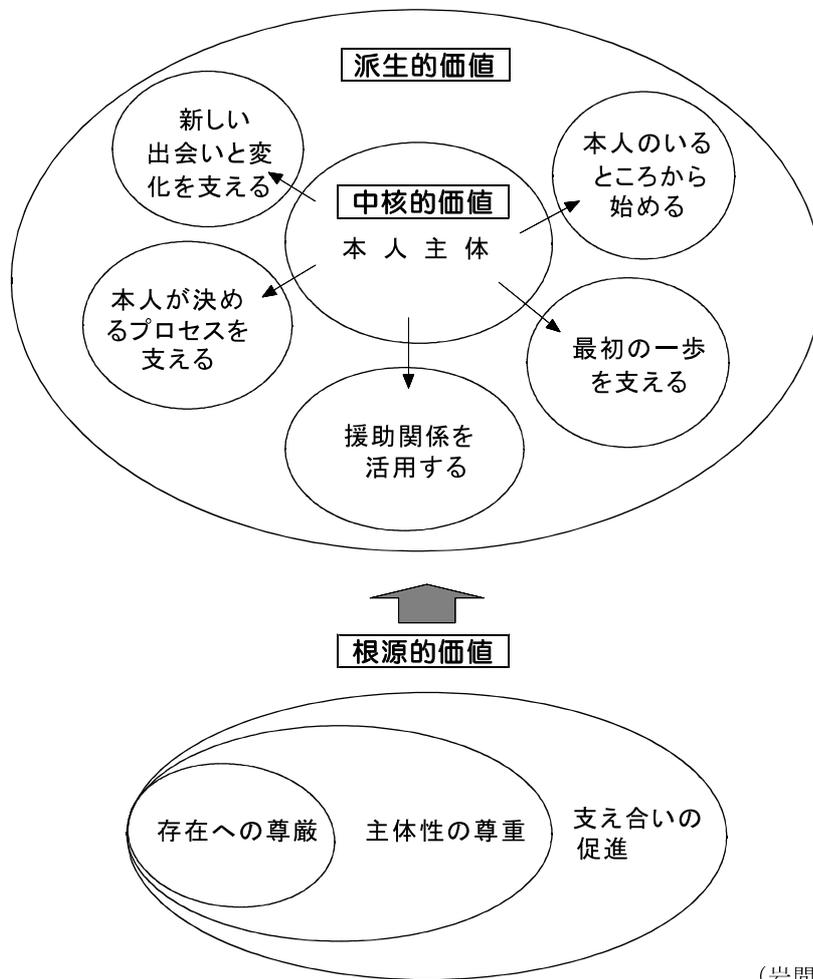
実践を言葉で説明するためには、必然的に実践の根拠を問うことになる。ソーシャルワーカーが自分たちの実践の根拠を絶えず意識化しておかなければ言語化は不可能である。ソーシャルワークが内包する「価値」は、その根拠の最も根底に位置するものである。「価値」に基づいた実践を具体化するという作業は、ソーシャルワークが依拠する理念・思想・哲学と具体の働きかけとの間に整合性をもたせることを意味する。このつながりがソーシャルワークの固有性を明確にすることになり、ソーシャルワーカーがさまざまなアクションを起こすときの拠り所となる。「価値」と乖離した実践は、独善的な援助や場当たりの働きかけをもたらすことになる。

ソーシャルワークの基底にある揺るぎなき価値の存在を確認したうえで、隣接の諸科学と同じく「エビデンス」(evidence)に基づいた実践が強く求められるようになってきている。ここでいうエビデンスとは、臨床的または学問的裏づけのことである。決して科学的証拠だけを指すものでもない。こうした理論的根拠に基づいた実践であることを言葉で説明できなければならないのである。実際、ソーシャルワークの対象となる人たちのニーズはますます深刻化、複雑化しており、ソーシャルワーカーに求められる専門性も高度になっている。勘と経験とセンスだけで対応できる範囲はすでに超えている。

わが国のソーシャルワークの真価が社会的に問われるときが到来している。国家資格化から18年が経過し、社会的評価に向けて機が熟したことを背景としながら、地域包括支援センターをはじめとする制度的動向のなかで「ソーシャルワーカー」が表舞台に押し出された。当然ながら、そこでは厳しい評価にさらされることになり、また求められる役割に実践で応えていかなければならない。

ソーシャルワーカーたちが「実践を言葉で説明する力」をもち得たとき、自信をもってクライアントと向き合うことができ、同時に社会的に評価された専門職としての歩みを加速させることができる。ソーシャルワークの研究とは、この力を支える理論的基盤を提供するものでなければならない。

(岩間伸之)



(岩間伸之)

図 ソーシャルワークの3つの「価値」の位置と構造

出所：岩間伸之「ソーシャルワーク実践における『価値』をめぐる総体的考察—固有性の根源を再考する—」『ソーシャルワーク研究』40-1, 相川書房, 2014, p. 16.

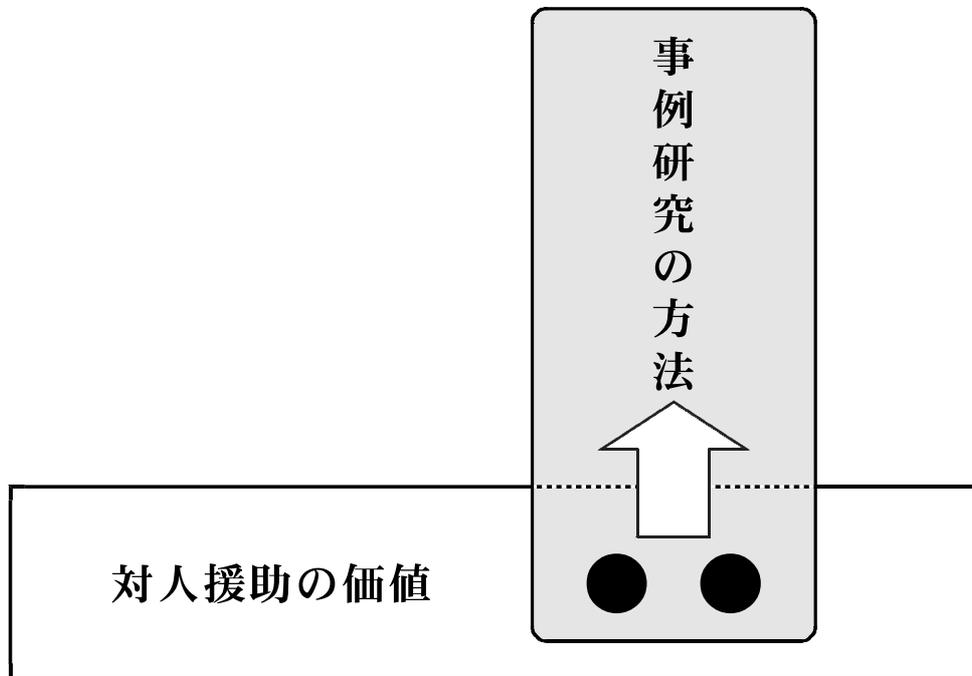


図 「対人援助の価値」に基づいた事例研究の方法

## 1. 「対人援助の事例研究」の定義

一般に、事例研究（case study, ケーススタディ）とは、解決すべき内容を含む事実について、その状況・原因・対策を明らかにするため、具体的な報告や記録を素材として研究していく方法と定義される。こうした事例研究は、医療、保健、看護、臨床心理、社会福祉等の各分野で幅広く用いられてきたきわめて重要な研究対象に対するアプローチである。しかしながら、各分野はそれぞれ固有の目的と専門的方法をもつことから、事例研究の目的と方法も固有のものがあってしかるべきである。

そこで、事例研究の一般的な定義をふまえて、また対人援助の本質をふまえて、「対人援助における事例研究」を次のように定義しておく。

対人援助の事例研究とは、ケースカンファレンス▼1によって、当事者本人の理解▼2を深め、そこを起点として対人援助の視座▼3から今後の援助方針を導き出す力動的過程▼4をいう

図 1-1 「理論」と「実践」のスパイラル

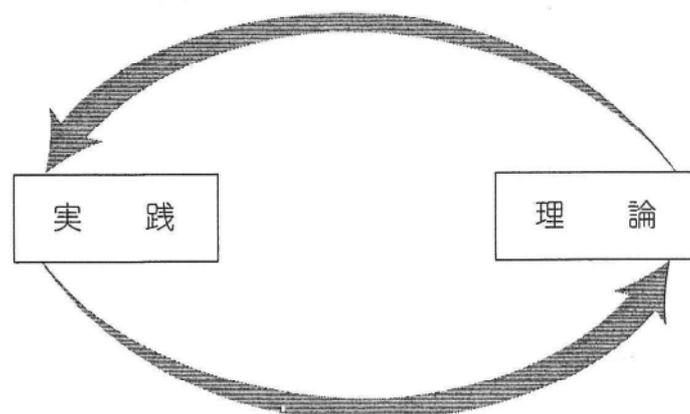




図 1-3 対人援助の事例研究における 8 つの意義

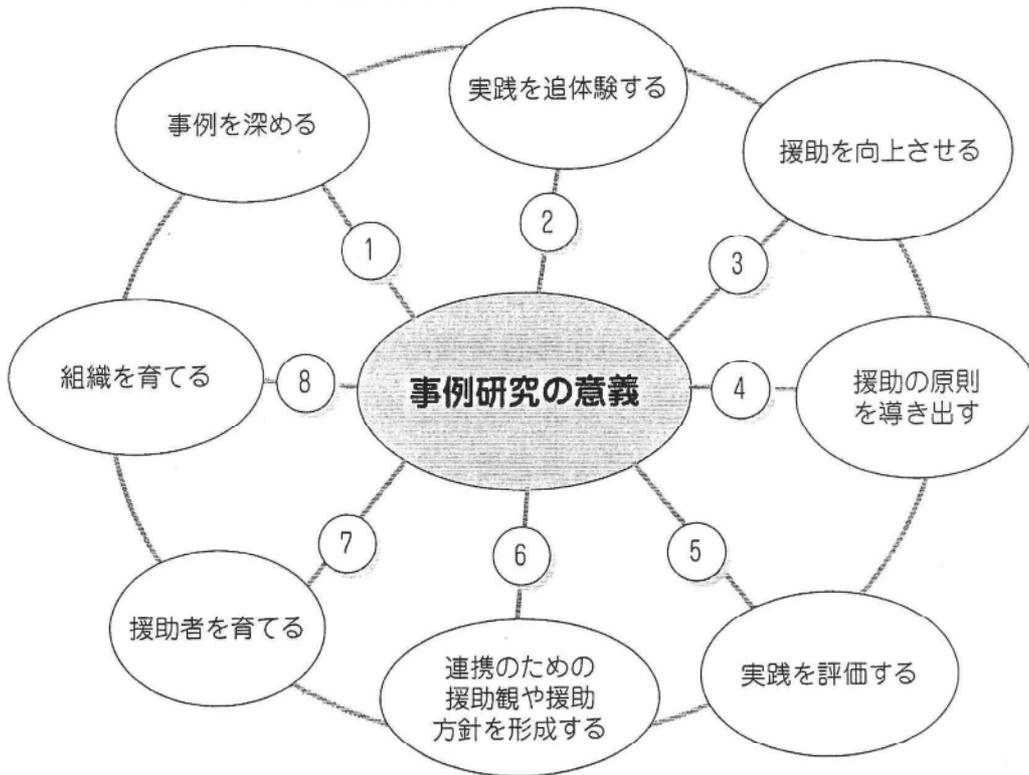


図 2-1 事例研究の 5 つの構成要素

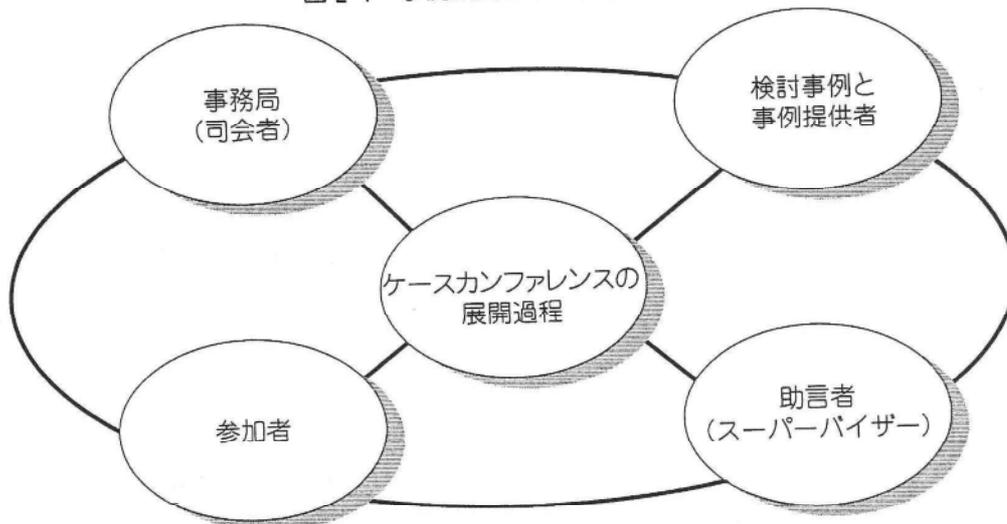


図 2-2 ケースカンファレンスの会場設定例

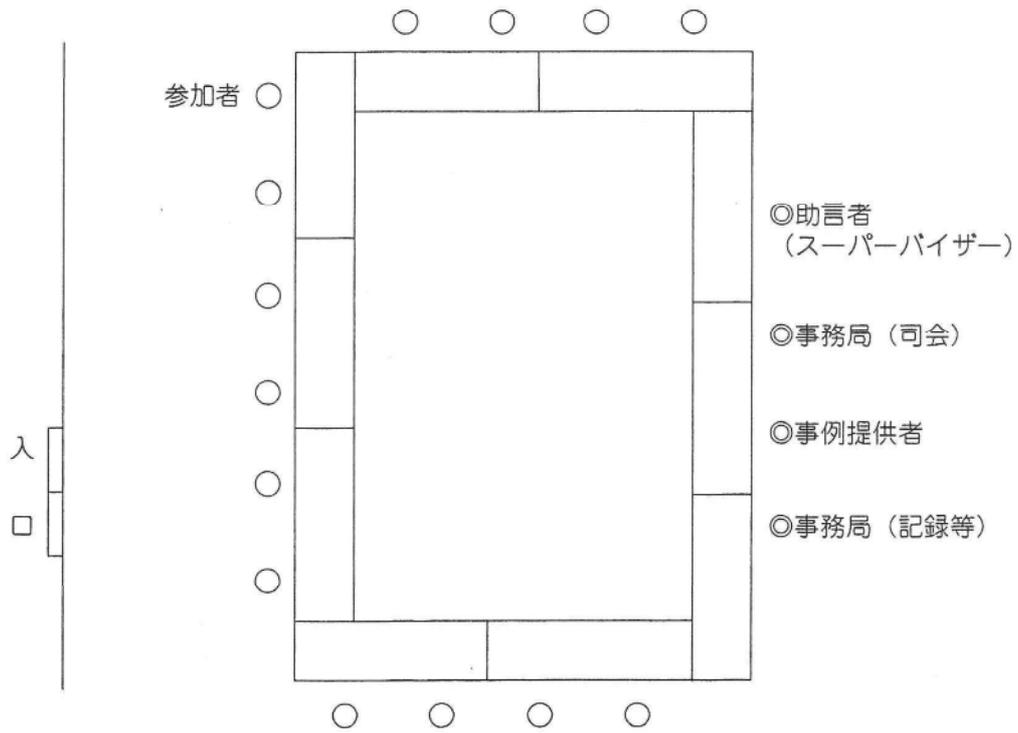


図 2-3 ケースカンファレンスの展開過程

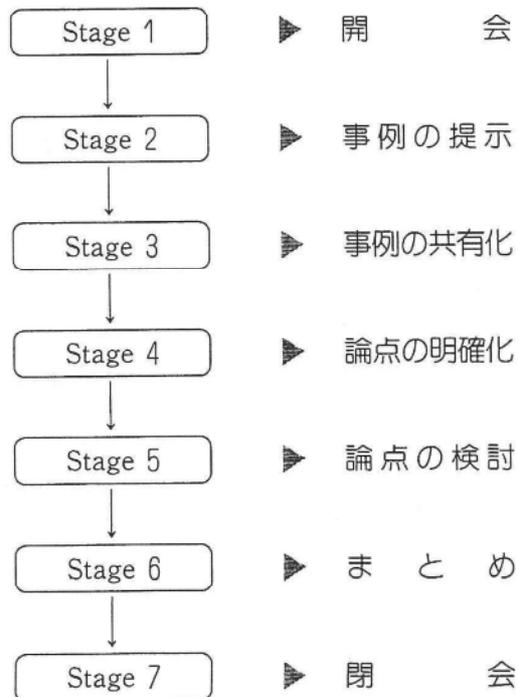


表 3-1 ケースカンファレンスの40の〈ポイント〉

段 階	番 号	内 容	内容の担い手				
			司	事	参	助	
Stage 1 (開会)	Point 1	定刻に開始し、時間の枠を明示する	○				
	Point 2	参加者がお互いに認知できるようにする	○				
	Point 3	事例研究の意義を確認し、集中力を高める	○			△	
	Point 4	事例研究の展開過程を確認する	○				
Stage 2 (事例の提示)	Point 5	事例提供者を紹介し、位置づけを明らかにする	○				
	Point 6	余裕をもって事例発表ができるように配慮する	○			△	
	Point 7	事例の簡単な概要と選んだ理由を明らかにする		○			
	Point 8	配付資料に沿って発表する		○			
	Point 9	全体的な所感と検討してほしい点を提示する		○			
	Point 10	事例提供者をねぎらい、要点を整理する	○			△	
Stage 3 (事例の共有化)	Point 11	事例に関する情報を補足する			○		
	Point 12	事例を明確化するための質問をする	○		○	○	
	Point 13	事例に対する事例提供者の「思い」を共有する	○		○	○	
	Point 14	事例についての情報を整理する	○	△	△	△	
	Point 15	事例を「再構築」し、イメージを共有する	○	○	○	○	
Stage 4 (論点の明確化)	Point 16	事例を深める中で検討すべき論点に気づく	○	○	○	○	
	Point 17	事例の性質に合った的確な論点を整理する	△	△	△	○	
Stage 5 (論点の検討)	①	Point 18	検討内容の時間配分に留意する	○			△
		Point 19	ディスカッションの促進と方向づけをする	○			○
		Point 20	小まとめを入れながら段階的に議論を深める	○			△
	②	Point 21	自由に発言できる和やかな雰囲気をつくる	○		△	
		Point 22	全員が発言できるように配慮する	○			
		Point 23	少数意見も大切に作る規範をつくる	○			△
	③	Point 24	必要な場面を逐語で再現する		○		
		Point 25	「自分だったらどうするか」を具体的に考える			○	
		Point 26	参加者の考察を深める質問を投げかける	△			○
		Point 27	対峙する意見や考えを引き出す	△			○
		Point 28	事例からみた問題発生メカニズムを分析する	○	○	○	○
		Point 29	今後の援助のあり方について具体的に検討する	○	○	○	○
	④	Point 30	必要に応じてグループ討議を採り入れる	○			
		Point 31	グルーピングの基準と方法に配慮する	○			
		Point 32	グループでの検討内容や討議時間を明示する	○			○
Point 33		グループでの議論を全体に生かす	○			△	
Stage 6 (まとめ)	Point 34	これまでの検討内容を整理する	○			△	
	Point 35	事例についての最終的なまとめをする				○	
	Point 36	事例研究全体を振り返る	○	○	○	○	
	Point 37	事例のプライバシーへの配慮を促す	○				
Stage 7 (閉会)	Point 38	次回の事例研究会の調整をする	○				
	Point 39	全体にねぎらいの言葉をかける	○				
	Point 40	定刻に終了する	○				

注) 内容の担い手の略字 [司] 司会者 [事] 事例提供者 [参] 参加者 [助] 助言者

図 3-1 事例研究における「論点」と「結論」

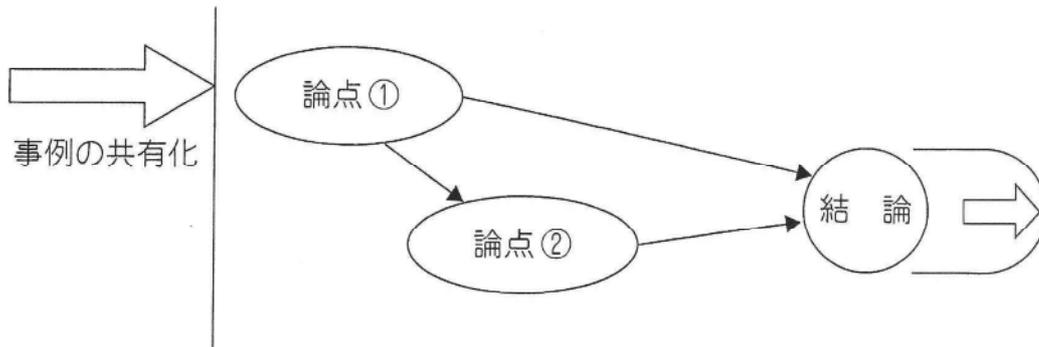


図 4-1 「事例のまとめ」の3つの構成要素

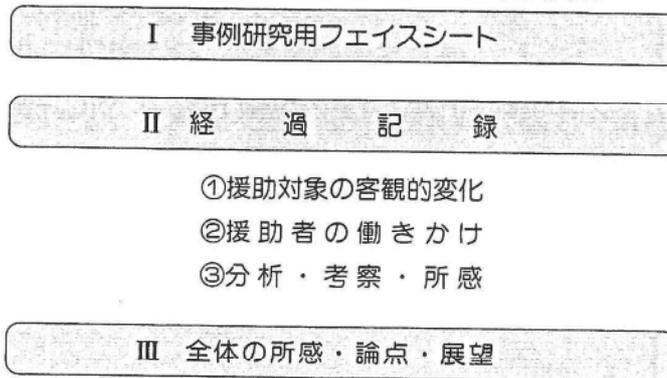


表 4-1 「事例のまとめ」の5つの焦点

内容	時間	過去の時点	特定の時点 (現在)	現在の時点
		過去→現在		現在→将来
事実(客観的内容)		①	②	
考察(主観的内容)		③	④	⑤

表 4-4A 「事例研究用フエイズシート」の具体例

事例提供者：松本結実（所属：ホームヘルプサービスセンター）		検討日：平成11年9月3日	
（事例タイトル）生活意欲のない独居の高齢女性への援助			
氏名（年齢）	Yさん（男・67） (79歳/明治・大正・昭和9年生まれ)	住所	大阪市〇〇区
ヘルパー派遣の主たる理由	平成7年9月頃よりリウマチが悪化し歩行困難になり、生活支援が必要となった。		
派遣開始	平成10年1月22日	紹介経路	福祉事務所
氏名（単身）		続柄	備考
<p>離婚 □ Y [本人] ■ 弟 ■ 妹 ○ (高槻市)(岡山市)</p> <p>(22歳時自殺)</p>			
経済状況	① 年金(厚生年金約15万円/月)	住	1. 一戸建て( )
	② 所得( )	宅	② 集合住宅(賃貸文化住宅) ( )
	③ 生活保護( )	状	3. 高齢者用住宅( )
	④ 仕送り( )	況	4. その他( )
	⑤ その他( )		a. 持ち家 ⑥ 賃貸 S.25年から住居
心の状態	① 身体障害者手帳(1種4級)	日常生活及びコミュニケーションの状態	【ADL】 食事は、指に変形がみられるもののスプーンを工夫すれば自力で可能。排泄は、間に合わないのか失禁を繰り返す。室内は、何とかつたい歩き。トイレ以外は動かない。聴力・視力は異常なし。入浴は、デイサービスで週1回。衣服の着脱は、一部介助必要。パンツを履くように促しても着衣しない。 【コミュニケーション】 表情は乏しいが、会話は可能。短気な面があり、興奮すると言葉づかいが荒くなる。 【その他】 在宅時には、昼間はほとんどテレビを見ている。デイサービスでは、参加者と話をする場面はほとんどみられない。
身の状態	② リウマチ 昭和52年頃より発症 平成3年頃からさらに悪化 (現在の治療状況) ○医師の訪診(1/週)		
状況	かかりつけ医 ④( )・無		
特記事項	尿失禁が頻回にみられる。		
生活歴	大工であった父親は仕事中の事故のため、本人が幼少時に亡くなり経済的に苦しい家庭に育った。母親は常に病気がちで入院を繰り返していたため、本人は15歳の頃から縫製工場で働いてきた。長女であったこともあり、きょうだいの生活から母親の看病までを担っていた。25歳の時に職場結婚をするが、長男出産後32歳の時に離婚。母親も離婚前に死去。その後、現在地の地代長男を一人で育てる。しかし、その長男が22歳の時に自殺。その後、一人暮らしとなる。		

表 4-4B 「事例研究用フエイズシート」の具体例

本人との関係 (支援者なし)	備考(年齢・健康状態・職業等)	支援内容
家族・親類		
サービス名	担当機関	援助内容/援助開始時期/頻度等
ホームヘルプサービス	ホームヘルプサービスセンター	週3回。1回2時間。掃除、洗濯、買い物。
ショートステイ	特別養護老人ホーム	半年前に1週間利用。
デイサービス	老人福祉センター	週1回。昼食、入浴、レクリエーション。
訪問指導	保健所	
訪問看護	訪問看護ステーション	
食事サービス	社会福祉協議会	週3回。弁当配食。
日常生活用具	福祉事務所	ベッド。
ボランティア	社会福祉協議会	主に話し相手
支援者	支援内容	支援者
民生委員	見守り活動。行政との連携。	
隣人	見守り活動。	
あさ	ひる	よる
ヘルパー		
	訪問看護	昼食(食事サービス)
水	デイサービス	
木	ヘルパー	
金	ヘルパー	
土		昼食(食事サービス)
日		
月		不定期
火		訪問指導(保健所)
水		福祉事務所
木		民生委員
金		ボランティア
土		隣人
日		
地域	支援内容	支援者
支援者	見守り活動。行政との連携。	
民生委員	見守り活動。	
隣人		
あさ	ひる	よる
ヘルパー		
水	訪問看護	昼食(食事サービス)
木	デイサービス	
金	ヘルパー	
土	ヘルパー	
日		昼食(食事サービス)
月		
火		
水		
木		
金		
土		
日		
地域	支援内容	支援者
支援者	見守り活動。行政との連携。	
民生委員	見守り活動。	
隣人		
あさ	ひる	よる
ヘルパー		
水	訪問看護	昼食(食事サービス)
木	デイサービス	
金	ヘルパー	
土	ヘルパー	
日		昼食(食事サービス)
月		
火		
水		
木		
金		
土		
日		
地域	支援内容	支援者
支援者	見守り活動。行政との連携。	
民生委員	見守り活動。	
隣人		
あさ	ひる	よる
ヘルパー		
水	訪問看護	昼食(食事サービス)
木	デイサービス	
金	ヘルパー	
土	ヘルパー	
日		昼食(食事サービス)
月		
火		
水		
木		
金		
土		
日		
地域	支援内容	支援者
支援者	見守り活動。行政との連携。	
民生委員	見守り活動。	
隣人		
あさ	ひる	よる
ヘルパー		
水	訪問看護	昼食(食事サービス)
木	デイサービス	
金	ヘルパー	
土	ヘルパー	
日		昼食(食事サービス)
月		
火		
水		
木		
金		
土		
日		
地域	支援内容	支援者
支援者	見守り活動。行政との連携。	
民生委員	見守り活動。	
隣人		
あさ	ひる	よる
ヘルパー		
水	訪問看護	昼食(食事サービス)
木	デイサービス	
金	ヘルパー	
土	ヘルパー	
日		昼食(食事サービス)
月		
火		
水		
木		
金		
土		
日		
地域	支援内容	支援者
支援者	見守り活動。行政との連携。	
民生委員	見守り活動。	
隣人		
あさ	ひる	よる
ヘルパー		
水	訪問看護	昼食(食事サービス)
木	デイサービス	
金	ヘルパー	
土	ヘルパー	
日		昼食(食事サービス)
月		
火		
水		
木		
金		
土		
日		
地域	支援内容	支援者
支援者	見守り活動。行政との連携。	
民生委員	見守り活動。	
隣人		
あさ	ひる	よる
ヘルパー		
水	訪問看護	昼食(食事サービス)
木	デイサービス	
金	ヘルパー	
土	ヘルパー	
日		昼食(食事サービス)
月		
火		
水		
木		
金		
土		
日		
地域	支援内容	支援者
支援者	見守り活動。行政との連携。	
民生委員	見守り活動。	
隣人		
あさ	ひる	よる
ヘルパー		
水	訪問看護	昼食(食事サービス)
木	デイサービス	
金	ヘルパー	
土	ヘルパー	
日		昼食(食事サービス)
月		
火		
水		
木		
金		
土		
日		
地域	支援内容	支援者
支援者	見守り活動。行政との連携。	
民生委員	見守り活動。	
隣人		
あさ	ひる	よる
ヘルパー		
水	訪問看護	昼食(食事サービス)
木	デイサービス	
金	ヘルパー	
土	ヘルパー	
日		昼食(食事サービス)
月		
火		
水		
木		
金		
土		
日		
地域	支援内容	支援者
支援者	見守り活動。行政との連携。	
民生委員	見守り活動。	
隣人		
あさ	ひる	よる
ヘルパー		
水	訪問看護	昼食(食事サービス)
木	デイサービス	
金	ヘルパー	
土	ヘルパー	
日		昼食(食事サービス)
月		
火		
水		
木		
金		
土		
日		
地域	支援内容	支援者
支援者	見守り活動。行政との連携。	
民生委員	見守り活動。	
隣人		
あさ	ひる	よる
ヘルパー		
水	訪問看護	昼食(食事サービス)
木	デイサービス	
金	ヘルパー	
土	ヘルパー	
日		昼食(食事サービス)
月		
火		
水		
木		
金		
土		
日		
地域	支援内容	支援者
支援者	見守り活動。行政との連携。	
民生委員	見守り活動。	
隣人		
あさ	ひる	よる
ヘルパー		
水	訪問看護	昼食(食事サービス)
木	デイサービス	
金	ヘルパー	
土	ヘルパー	
日		昼食(食事サービス)
月		
火		
水		
木		
金		
土		
日		
地域	支援内容	支援者
支援者	見守り活動。行政との連携。	
民生委員	見守り活動。	
隣人		
あさ	ひる	よる
ヘルパー		
水	訪問看護	昼食(食事サービス)
木	デイサービス	
金	ヘルパー	
土	ヘルパー	
日		昼食(食事サービス)
月		
火		
水		
木		
金		
土		
日		
地域	支援内容	支援者
支援者	見守り活動。行政との連携。	
民生委員	見守り活動。	
隣人		
あさ	ひる	よる
ヘルパー		
水	訪問看護	昼食(食事サービス)
木	デイサービス	
金	ヘルパー	
土	ヘルパー	
日		昼食(食事サービス)
月		
火		
水		
木		
金		
土		
日		
地域	支援内容	支援者
支援者	見守り活動。行政との連携。	
民生委員	見守り活動。	
隣人		
あさ	ひる	よる
ヘルパー		
水	訪問看護	昼食(食事サービス)
木	デイサービス	
金	ヘルパー	
土	ヘルパー	
日		昼食(食事サービス)
月		
火		
水		
木		
金		
土		
日		
地域	支援内容	支援者
支援者	見守り活動。行政との連携。	
民生委員	見守り活動。	
隣人		
あさ	ひる	よる
ヘルパー		
水	訪問看護	昼食(食事サービス)
木	デイサービス	
金	ヘルパー	
土	ヘルパー	
日		昼食(食事サービス)
月		
火		
水		
木		
金		
土		
日		
地域	支援内容	支援者
支援者	見守り活動。行政との連携。	
民生委員	見守り活動。	
隣人		
あさ	ひる	よる
ヘルパー		
水	訪問看護	昼食(食事サービス)
木	デイサービス	
金	ヘルパー	
土	ヘルパー	
日		昼食(食事サービス)
月		
火		
水		
木		
金		
土		
日		
地域	支援内容	支援者
支援者	見守り活動。行政との連携。	
民生委員	見守り活動。	
隣人		
あさ	ひる	よる
ヘルパー		
水	訪問看護	昼食(食事サービス)
木	デイサービス	
金	ヘルパー	
土	ヘルパー	
日		昼食(食事サービス)
月		
火		
水		
木		
金		
土		
日		
地域	支援内容	支援者
支援者	見守り活動。行政との連携。	
民生委員	見守り活動。	
隣人		
あさ	ひる	よる
ヘルパー		
水	訪問看護	昼食(食事サービス)
木	デイサービス	
金	ヘルパー	
土	ヘルパー	
日		昼食(食事サービス)
月		
火		
水		
木		
金		
土		
日		
地域	支援内容	支援者
支援者	見守り活動。行政との連携。	
民生委員	見守り活動。	
隣人		
あさ	ひる	よる
ヘルパー		
水	訪問看護	昼食(食事サービス)
木	デイサービス	
金	ヘルパー	
土	ヘルパー	
日		昼食(食事サービス)
月		
火		
水		
木		
金		
土		
日		
地域	支援内容	支援者
支援者	見守り活動。行政との連携。	
民生委員	見守り活動。	
隣人		
あさ	ひる	よる
ヘルパー		
水	訪問看護	昼食(食事サービス)
木	デイサービス	
金	ヘルパー	
土	ヘルパー	
日		昼食(食事サービス)
月		
火		
水		
木		

図 4-2 事例としてとりあげる「過去」のとりえ方

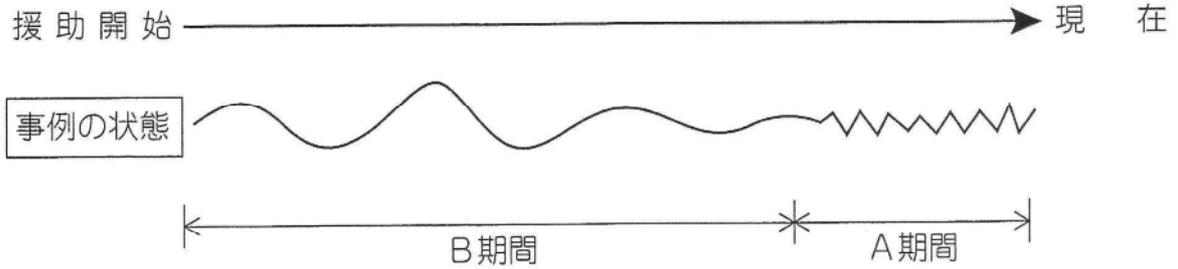


表 4-5 「事例研究用フェイスシート」の項目例

1 事例提供者名 (所属)	13 住宅状況
2 検討日	14 心身の状態① (各種手帳)
3 事例タイトル	15 心身の状態② (疾病/かかりつけ医等)
4 氏名	16 日常生活 (ADL等)
5 性別	17 コミュニケーション
6 年齢 (生まれ年)	18 生活歴
7 住所	19 支援体制① (家族・親類)
8 援助の主たる理由	20 支援体制② (福祉サービス)
9 援助開始日	21 支援体制③ (地域)
10 紹介経路	22 支援体制④ (1週間の支援体制)
11 家族構成	23 検討課題
12 経済状況	

表 4-6 ジェノグラムの基本ルール

- (1) 男性は□, 女性は○で示す
- (2) 死去している場合は, 黒くぬるか×印をつける (■×/●×)
- (3) 事例研究の主たる対象者 (本人) は, 二重印にする (◎/回)
- (4) 婚姻関係は, 二重線 (=) で結び, 離婚はそれに斜線を入れる (≠)
- (5) きょうだいは, 出生順に左から並べる
- (6) 同居者 (同世帯) は, 実線でくくる
- (7) その他, 必要に応じて年齢や居住地等の事項を書き入れる

表 4-9 「経過記録」の具体例

日時[担当者]	本人の状況・変化	援助者の働きかけ	分析・考察・所感
10月16日(金) 9:30~11:30 [浦林]	訪問すると、横になってテレビを見ています。かなり尿臭がきついです。ヘルパーからのあいさつに対して返事はするものの視線を合わせません。  ヘルパーからの声かけに対して、「別に…」 「特にないです」といった発言がある。	「ご気分はどうですか」「何かしてほしいことはありますか」と声をかけます。	生活への意欲が感じられない。興味があつてテレビを見ている感じでもない。
10月16日(金) 9:30~11:30 [浦林]	相変わらず、パンツを履かずに掛け布団をかけている。敷き布団は尿でベトベトに濡れている。	「このままでは冷えるので、布団を干して、パンツを履かれましたらどうですか」と声をかけます。	これ以上、ここで促しても無意味と判断。ただ本人が履く気になればいつでも履けるように考えた。
10月16日(金) 9:30~11:30 [浦林]	パンツのことについてのヘルパーからの働きかけに対して、「これでいいんです。便所どうせ脱ぐんやし」との返答。布団を干すことは拒否。	その場ではヘルパーを履くことを強要せず、枕元に新しいヘルパーを置いておく。	ヘルパーのことは、何かの無意識のメッセージがもたれたい。そうだとすると、その内容はまだ読みとれない。

1月4日(月) 9:30~11:30 [浦林]	今年初めての訪問。パンツを穿くと本人の大きな返事。ドアを開けると、臥座に「おめでとーさん。荷つとつたよ」と笑顔を見せる。尿臭はするが、パンツは履いている。こたつの上には、3分の1ほど減ったカップ酒が置いてある。お正月ということで隣人がお節料理少しと一緒にくれたらしい。 掃除とお昼の支度を終えると、本人から「なあ、浦林さん。あなたに息子の写真を見せたかろう」と切り出される。その後、約40分ほどでなくなった息子さんについて話す。その内容は幼少期の楽しかった思い出がほとんどであった。最後は、少し涙ぐむ。	ひたすら聞き役に徹する。時折、その時の気持ちを言語化できるような問いかけをした。	お酒のせいもあつただろうが、初めて私にみせた臍舌ぶりであつた。ヘルパーを履いていたことや息子さんの話などから少し内面の変化があるようにも受け取れた。
	帰りの際に、「今日はありがとうな」と言われる。		本人が過去を整理していく作業のひとつであつたように思う。ご自分から話されるタイミングを持つことが大切であると感じた。

図 4-3 記録における観察力と表現力

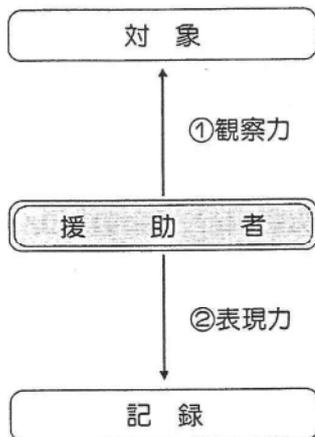
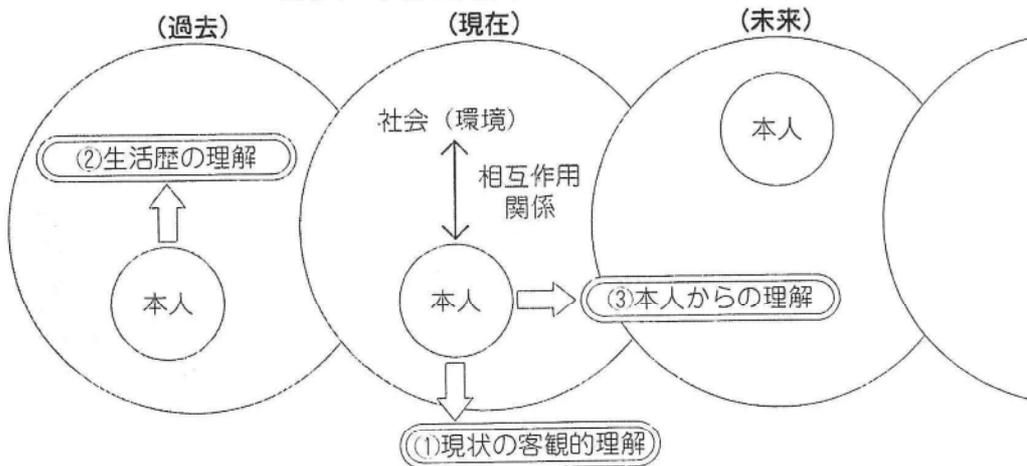


図 5-1 事例を理解するための基本枠組み



# 対人援助のための事例研究の方法

大阪市立大学生活科学部人間福祉学科

岩間伸之

Iwama Nobuyuki

## 対人援助の本質と 事例研究の視点

社会福祉基礎構造改革をめぐる新たな動向は、保健・医療・福祉に携わる対人援助の専門職に厳しい「現実」を突きつけることになった。その「現実」とは、介護保険制度に顕著なように、利用者自らがサービスを選択する仕組みが生まれたことによって、「援助の質」が厳しく問われることになったということである。

そこで対人援助の専門職には、本当の意味での「利用者から選ばれる援助」とは何か、「利用者主体の援助」や「自己決定の尊重」を声高に指摘するだけでなく、それらに基づいた具体的援助とは何か、また専門職側からの一方的な自己満足に陥った援助になっていないかなどについて、問い直しが求められることになったといえる。

さらに、介護保険制度の導入とそれに伴うケアマネジメントの台頭は、地域を生活基盤とした要援護者の支援を前提とし、保健・医療・福祉の連携を強く推進することになった。そこでは、多機関、多職種の専門職がひとりの要援護者への援助をめぐって検討することを余儀なくしている。

こうした状況下であって、要援護者に対する地域を基盤とした生活支援のための事例研究は、ますますその重要性を増しつつある。しかしながら、事例研究は重要だからということで単にやればいいというわけではなく、その視点と方法を十分に理解して実施する必要がある。そうでないと、何らかの結論をすぐに求めようとする、組織のなかで力のある人が「答えもどき」を発言してしまってそれ以上議論にならない、事例の登場人物を非

難してしまう、結果として事例提供者が攻撃・中傷の対象となるといったようなお馴染みの最悪のパターンに陥ることになる。

対人援助のための事例研究に不可欠な視点は、「本人のいるところから始める」ことである。この視点は、筆者が「本人の〈ストーリー〉に近づくこと」として強調してきたことであり、対人援助の本質を示唆するものである。つまり、事例研究において今後の援助方針を導き出す際に、利用者本人からみた世界や本人の側からみた問題に近づくというプロセスをたどることである。ワーカー側から一方的に提供されたサービス、つまり利用者にとらずワーカーのいるところから提供されたサービスは、いくら専門的レベルが高くても、必ずしも成功するものではない。したがって、事例研究（ケースカンファレンス）においては、参加者が事例の内側から理解するという過程をたどることが求められる。

一方、事例研究の方法を学ぶことも極めて重要である。なぜなら、事例研究とは最初から何らかの「答え」があって、そこにたどり着くための場ではなく、参加者全員による共同作業によって最も適切な「答え」を導き出す創造的な「装置」であるからである。したがって、事例研究のプロセスをきっちりたどることが有意義な事例研究のための前提条件となる。

以上の点をふまえて、対人援助のための事例研究（ケースカンファレンス）の意義、構成要素、過程についてとりあげよう。

## 事例研究の定義と意義

事例研究 (case study) は、対人援助における

極めて重要な事例への接近法であり、研究方法である。この事例研究とは、解決すべき内容を含む事実について、その状況・原因・対策を明らかにするため、具体的な報告や記録を素材として研究していく方法と一般に定義される。通常、事例研究はケースカンファレンス (case conference) によって実施される。こうした事例研究は、医療、保健、福祉、看護、臨床心理といった対人援助の各分野でそれぞれの特質を反映させる形で幅広く用いられている。

なお、筆者は、「対人援助の事例研究とは、ケースカンファレンスによって、当事者本人の理解を深め、そこを起点として対人援助の視座から今後の援助方針を導き出す力動的過程をいう」と定義し、対人援助の本質を踏まえた事例研究モデルを提示している（「学習の手引き」参照）。

有意義な形で実施された事例研究は、多くのメリットを参加者にもたらすことになる。その事例研究の意義について、対人援助の観点からつぎの8点に整理して示しておこう。

### ① 事例を深める

事例に関する客観的な情報を確認し、整理し、再構成するプロセスを通して、事例の理解を深めることは、事例研究においては極めて重要なプロセスとなる。「事例を深める」とは、事例提供者と参加者との共同作業によって本人が問題解決の主体であるという観点から事例に接近すること、つまり本人および本人のおかれている状況についての客観的理解に加えて、事例に登場する人物への感情移入を含んだ本人の側からの理解を深めることである。この作業によって、事例への解釈力という対人援助の基礎となる力を培うことができる。

### ② 実践を追体験する

事例提供者によって報告される事例は、対象事例そのものの客観的な経過報告だけではなく、報告者自身の実践活動の報告であり披瀝でもある。事例研究の意義のひとつは、参加者がケースカンファレンスの場で、援助者として活動してきた事例提供者の立場から、実践の追体験ができること

にある。

これによって、援助者である事例提供者の立場から、事例について共感的に理解できることに加えて、参加者が自分以外の人の実践を知ることによって、自分の実践と照らし合わせることができる。

### ③ 援助を向上させる

事例研究の最終的な目標は、研究対象とした事例に対する援助の質を向上させることにある。事例研究において、援助の質を向上させるための指針を導き出すためには、それなりの準備や展開が求められる。事例研究によって事例が深められ、参加者のディスカッションによって事例へのアプローチが検討され、さらには助言者（スーパーバイザー）の助言などによって援助の向上への指針が導き出される。

### ④ 援助の原則を導き出す

対人援助に共通する援助の原則を導き出すことも、事例研究の意義のひとつである。事例研究とは、取り上げた事例に対する今後の援助方針やありかたを導き出すだけでなく、そこから援助の共通項である「原則」を導き出し、参加者自身が担当する別のケースへの応用を可能にする。

### ⑤ 実践を評価する

対人援助の実践を評価することは容易ではない。それは、援助の内容を数量化して評価することに限界があることや、援助される側である本人の立場から評価しなければならないという本質的なむずかしさをかかえているからである。

また、行き着いた結果だけを取り上げて、それがどうであるかを評価するだけでは対人援助の評価にはなり得ない。対人援助においては、そこに行き着くまでのプロセスを評価の対象とすべきである。これは対人援助の本質に依拠するものであり、事例研究における質的評価の可能性を示唆するものでもある。

事例研究を通して、事例提供者が自分のかかわってきた事例について振り返り、それを事例提出用にとまとめ、ケースカンファレンスで発表し、参

加者による討議によって事例を深く掘り下げ、援助のありかたについての深い検討ができたとき、そこでの事例研究は、実践の質的評価の場となりうる。

## ⑥ 連携のための援助観や援助方針を形成する

近年、要援護者の生活を地域で支援するために、保健・医療・福祉の連携が強調されるようになってきている。しかしながら、地域において要援護者を支援するための連携は、決して容易ではない。各専門職が自分の専門的な役割を単に果たせばよいというのではなく、援助の共通基盤のうえに立ったアプローチをもたなければ連携とはいえないからである。

地域における「連携」とは、本人にかかわる援助機関が各専門職の立場から自分の業務を果たすための調整をすることではなく、各専門職としての業務を手段として何を援助するのかという援助目標を共有することである。したがって、ケースカンファレンスによる事例研究によって、関係者が集い、そこで連携のための援助観を共有し、援助方針を導き出すことも事例研究の意義となる。

## ⑦ 援助者(ワーカー)を育てる

事例研究の場は、援助専門職の養成の場でもある。ケースカンファレンスは、援助者の力量や経験を問わずさまざまなレベルで参加でき、それぞれのレベルで学びの場となる極めて優れた現任訓練および援助者養成のシステムである。事例研究に主体的に参加し、そこで自分の考えをまとめ、それを言語化し、人の意見に耳を傾け、さらに自分の考察を深めるプロセス自体が援助者の力量を高めることになる。

事例研究の場は、スーパービジョンの重要な場でもある。スーパービジョンの目的は、直接的には「処遇の向上」にあるが、その過程においては「ワーカーの養成」というもうひとつの目的の比重も大きい。ケースカンファレンスにスーパーバイザーが参加している場合は、事例提供者および参加者とスーパーバイザーとの間にスーパービジ

ョン関係が結ばれ、そこでのやりとりそのものがスーパービジョンとなる。

## ⑧ 組織を育てる

事例研究は、個々の事例への援助方針や援助者の力量を高めるだけでなく、健全な組織づくりや新しい社会資源を生み出すという点においても有効な方法である。具体的に事例を検討するなかで、その機関が組織的に対応しなければ問題解決に至らないケースや、問題解決のためには新しい社会資源が必要な場合もある。

また、組織内の機構や連絡調整のありかたに問題があることも明らかになったりする。事例研究を積み重ねるなかで、そうした組織的な課題を発見し、解決に向けて取り組まなければならない。機関全体でワーカーを支えていく環境づくりにおいても事例研究は有効となる。

## 事例研究の基本枠組み

事例研究の基本枠組みとして、①事務局、②検討事例と事例提供者、③参加者、④助言者(スーパーバイザー)、⑤ケースカンファレンスの展開過程、の5つの要素があげられる。これらの要素は相互に関係をもちながら機能し、有意義な事例研究のためにはいずれの要素も不可欠である。

### ① 事務局

事例研究の内容は、「事務局」のありかたに大きく左右されるといっても過言ではない。ここでいう「事務局」とは、事例研究を推進すべき位置にある部署や研修担当者等をさす。事務局は事例研究の意義と方法について熟知したうえで、計画的に取り組まなければならない。

事務局の仕事を列挙するならば、①参加者へのケースカンファレンスの開催通知、②会場の確保と準備、③事例の選択と事例提供者(発表者)の決定、④事例提供者のサポート、⑤助言者(スーパーバイザー)との打ち合わせ、⑥事例等の資料の印刷・配付と記録、⑦司会(進行役)、⑧ケースカンファレンスの事後処理、⑨プライバシーの保護・管理、の9つがあげられる。

このように事務局がすべき仕事は多いが、とりわけ当日の司会者としての役割は極めて重要である。

## ② 検討事例と事例提供者

事例研究の中心となるのは、検討事例とその事例提供者である。原則として事例提供者はそのケースを担当する援助者であり、ケースカンファレンスにおける事例発表者でもある。検討される事例は、進行（援助継続）中の事例だけでなく、すでに終結した事例を検討する場合もある。進行中の事例の場合には、その事例についての処遇方法の検討に焦点が当てられるが、終結事例の場合には、その事例を評価することに加えて別の事例にも応用できる援助の共通項を導き出すことに重点がおかれる。

ケースカンファレンスに提出されて研究対象となる「事例」は、事例を提供する事例提供者とともに事例研究を構成する極めて重要な要素である。提出される事例のまとめかたとそのプレゼンテーション（発表）のありかたは、事例に対する適切な援助内容を導き出せるかどうか、また事例提供者や参加者の力量の向上に寄与できるかどうかに直結するものである。

事例研究に提出される「事例のまとめ」は、ケースの変化や援助経過を単に書き記せばよいのではなく、ケースの客観的变化、援助者としての働きかけおよび考察などが、書き手の考察過程を経たうえで提供されなければならない。したがって、事例提供者による「事例をまとめる」という作業は、自分の実践を振り返り、さらに事例を深める作業でもある。

事例をまとめる際に、事例提供者が自分の担当する事例について新たな気づきを得ることも少なくない。

## ③ 参加者

事例研究におけるもう一方の主役は、ケースカンファレンスの参加者である。事例研究においては、参加者に事例に向かう主体的姿勢と自らの実践に目を向ける内省的視点が求められる。

参加者が対面的な相互作用関係を保ち、グループダイナミクスを活用しつつ、ディスカッションを深めることができる最適な参加者数は10～15人前後である。それ以上になる場合には、ディスカッションのやりかたに工夫が必要となる。

## ④ 助言者(スーパーバイザー)

事例研究は、単なる事例発表の場ではなく、また意見を言い合うだけの場でもない。事例を深め、援助者としての働きかけの方向性を導き出す場でなければならない。そうした有意義な事例研究のためには、助言者であるスーパーバイザーの存在が不可欠である。助言者が、事例提供者および参加者に対するスーパービジョンを提供できるかどうかで、事例研究の内容と質が大きく左右される。

助言者の役割としては、事例研究の目的や全体のすすめかたなどについて事務局の相談に応じること、ケースカンファレンスにおける論点の整理と焦点化、事例提供者や参加者が傷つくことを防ぐこと、客観的かつ専門的な視点からのコメント提供や最後のまとめをすることなどがあげられる。

## ⑤ ケースカンファレンスの展開過程

事例研究においては、ケースカンファレンスの展開過程（プロセス）が極めて重要な構成要素となる。それは、先に指摘したように、ケースカンファレンスで導き出すべき答えが先にあるわけではなく、ケースカンファレンス自体がその展開過程のなかで結論を創造的に導き出す「装置」であるからである。したがって、ケースカンファレンス全体の組み立てとその進行役を担うことになる司会者（事務局）の役割が極めて重要となる。ケースカンファレンスの展開方法、つまり進めかたが事例研究の質を決めることになる。

つぎに、ケースカンファレンスの展開過程を、  
①開会、②事例の提示、③事例の共有化、④論点の明確化、⑤論点の検討、⑥まとめ、⑦閉会、の7段階から提示する。

## 事例研究の方法としてのプロセス

事例研究の方法は、一般に「ハーバード方式」

と「インシデント・プロセス法」に大別される。前者は、ある問題を含む事例の経過の始めから終わりまでを包括的にとらえて提示し、そこから総合的に議論を深める方法である。それに対して後者は、ある問題を含む事例の断面を具体的なインシデント（事件）として短時間で提示し、それに基づいて参加者全員が主体的に解決法を検討する方法である。

「ハーバード方式」では、抽象的な議論に陥りやすかったり、参加者に一定以上の関連知識がなければむずかしいといった点が指摘されてきた。それを補う形で「インシデント・プロセス法」が登場した。実際には、各実践領域において、その援

助対象および援助内容の特質に合わせてどちらかを変形させたり、組み合わせたりして用いられている。

表の「事例研究（ケースカンファレンス）の7段階と40の内容」では、ケースカンファレンスの展開過程を7段階に分けて示し、さらにこの7段階に含まれる具体的な内容を40に整理して一覧にした。

対人援助における事例研究では、展開過程が極めて重要となることから、事例研究の方法となる具体的な展開過程を明らかにしたのがこの表である。これらの「内容」の遂行にあたっては、司会者の役割が重い。実際には事例提供者、参加者、

表 事例研究（ケースカンファレンス）の7段階と40の内容

段 階		内 容
1	開 会	1 定刻に開始し、時間の枠を明示する
		2 参加者がお互いに認知できるようにする
		3 事例研究の意義を確認し、集中力を高める
		4 事例研究の展開過程を確認する
2	事例の提示	5 事例提供者を紹介し、位置づけを明らかにする
		6 余裕をもって事例発表ができるように配慮する
		7 事例の簡単な概要と選んだ理由を明らかにする
		8 配付資料に沿って発表する
		9 全体的な所感と検討してほしい点を提示する
		10 事例提供者をねぎらい、要点を整理する
3	事例の共有化	11 事例に関する情報を補足する
		12 事例を明確化するための質問をする
		13 事例に対する事例提供者の「思い」を共有する
		14 事例についての情報を整理する
		15 事例を「再構築」し、イメージを共有する
4	論点の明確化	16 事例を深める中で検討すべき論点に気づく
		17 事例の性質に合った的確な論点を整理する
5	ディスカッションを展開する	18 検討内容の時間配分に留意する
		19 ディスカッションの促進と方向づけをする
	全体の雰囲気づくり	20 小まともを入れながら段階的に議論を深める
		21 自由に発言できる和やかな雰囲気をつくる
		22 全員が発言できるように配慮する
	事例検討を深める	23 少数意見も大切に作る規範をつくる
		24 必要な場面を逐語で再現する
		25 「自分だったらどうするか」を具体的に考える
		26 参加者の考察を深める質問を投げかける
		27 対峙する意見や考えを引き出す
		28 事例からみた問題発生メカニズムを分析する
	グループディスカッションの方法	29 今後の援助のあり方について具体的に検討する
		30 必要に応じてグループ討議を採り入れる
31 グループの基準と方法に配慮する		
32 グループでの検討内容や討議時間を明示する		
33 グループでの議論を全体に生かす		
6	まとめ	34 これまでの検討内容を整理する
		35 事例についての最終的なまとめをする
		36 事例研究全体を振り返る
		37 事例のプライバシーへの配慮を促す
7	閉 会	38 次回の事例研究会の調整をする
		39 全体にねぎらいの言葉をかける
		40 定刻に終了する

出典 岩間伸之：援助を深める事例研究の方法—対人援助のためのケースカンファレンス(第2版)、ミネルヴァ書房、2005、p. 69。（一部省略）

助言者によって相互にサポートし合いながら推進されるものである。以下、これらのポイントを簡単に解説しておく。

第1段階の「開会」は、事例研究全体の枠組みを明確にし、流れをつくる重要な段階である。時間の取り扱い、参加者間での展開過程の確認等が重要なポイントとなる。

第2段階の「事例の提示」では、事例提供者が発表しやすい環境をつくること、そして事例提供者によるプレゼンテーションのありかたに焦点が当てられている。

第3段階の「事例の共有化」は、対人援助における事例研究において極めて重要な意味をもつ。事例に関する情報の補足、明確化、整理をふまえて、参加者によって事例の側から事例を再構築することが大切なプロセスとなる。このプロセスなくして、真の意味で事例に沿った援助方針を導き出すことはできない。

第4段階が「論点の明確化」である。場当たり的に議論するのではなく、焦点を当てるべき論点を明確にし、系統立てながら議論をすすめる必要がある。

第5段階が「論点の検討」である。表で示すように、さらに4つのカテゴリーに分けることができる。その「事例検討を深める」のなかの「今後の援助のありかたについて具体的に検討する」という内容を充実させるために、これまでのプロセスが意味をもつことになる。

第6段階が「まとめ」である。これは、議論したことを整理し、明らかになったことや学んだことを「収穫」としてまとめる段階であり、スーパーバイザーの役割が大きい。

最後の第7段階の「閉会」では、事例研究を次回へつなぐという意味合いをもつ。

## 事例研究のススメ

事例研究を有意義なものとして実施するためには、ケースカンファレンスの参加者全員が、対人援助の本質と事例研究の意義および方法について十分に理解しておかなければならない。しかしながら、その一方で事例研究の方法や基本ルールを

一通り学んだら、「とりあえずやってみる」ことも大切である。「いい事例研究」は一朝一夕にはできず、そこに向けてケースカンファレンスを積み重ねていくことが大切であるからである。この積み重ねによって、援助機関や地域の特性に合った事例研究のやりかたを構築していくことにもつながる。

また、参加者や事例提供者が有意義な事例研究を一度でも体験できれば、それがつぎの事例研究へのエネルギー源となる。

事例研究の効果は、取り扱った事例への援助内容だけでなく、そこから生起する波及効果は限りなく広がるといっても過言ではない。事例研究の意義と方法を学んだうえで、「とりあえずやってみる」ことを強くおすすめしたい。

### 学習の手引き

#### 1) 岩間伸之：援助を深める事例研究の方法 —対人援助のためのケースカンファレンス(第2版)。ミネルヴァ書房, 2005.

本書では、本稿で取り上げた40のポイントの具体的な展開方法や事務局のすべき内容、事例研究のための事例のまとめかたなどについて、さらに詳しくまとめられている。単なるハウツーとしての「事例研究の方法」ではなく、事例研究の方法を通して対人援助の本質に迫る。

#### 2) 岩間伸之：ソーシャルワークにおける媒介実践論研究。中央法規出版, 2000.

ソーシャルワーク実践のための理論書。W. シュワルツの理論を土台として発展させた「媒介・過程モデル」を提示する。対人援助とは何かについて、その機能面から明らかにする。

#### 3) 岩間伸之：ソーシャルワークの根源を何に求めるか。右田紀久恵・小寺全世・白澤政和編；社会福祉援助と連携。中央法規出版, 2000, pp.16~29.

ソーシャルワークや対人援助が何を拠り所にした実践であるかを問う論文。ソーシャルワークの根源として「存在」「主体性」「相互援助」の3つを導き出し、考察している。

## 2. 「本人参加」について

ケースカンファレンスの参加者（メンバー）に検討対象となる事例の当事者である本人（もしくは家族等）が入るかどうかは、難しい判断が求められるところである。本書は、当事者である本人たちを含まないメンバー、主に専門職で構成されるケースカンファレンスを想定している。

しかしながら、近年「当事者参加」の潮流が強くなり、また実際にケースカンファレンスにおいて当事者自身が参加するカンファレンスも開催されるようになってきている。自分自身のことを決める会議なのであるから、当事者自らが出席し、そこで自分の意思を表明し、関係者はそれを尊重しながら今後のことを話し合うという論理は至極当然のことであるといえる。

けれども、ここに対人援助の観点から検討すべき点がある。それは、カンファレンスに参加した本人が、その場で「今後どうしたいですか？」と尋ねられて「本当のこと」を表明できるのか、その表明をもって「本人の意思」とか「本人の自己決定」とみなしていいのか。また「本人の発言」は大きな意味をもつことから専門職からみてそれが危険であったりかえって問題が深刻化すると判断した場合、その「本人の発言」をその場で覆すことができるのかといったことである。また認知症高齢者や知的障害者など判断能力が不十分な人の場合はどうするのかという課題もある。

カンファレンスの場での力動はきわめて複雑である。何らかの問題や課題を抱えた当事者たち、つまりある意味ではパワーレス状態にある本人が、ずらりと並んだ専門職の人たちの前で自分の気持ちを話すのは容易ではないだろう。また、そうしたパワー構造のなかで特定の方向性をもった結論を周囲から期待されているという圧力を本人が感じることもあるだろう。

だからといって、当事者本人の参加を決して否定するものではない。本書は、一貫して本人のいるところから始める事例研究を強調している限り、当事者参加の考え方は同じ流れにある。ただここで重要なことは、たとえ生身の本人自身がそこにいなくても「本人のいるところ」に専門職として近づくことができなければならないということである。本人を呼んでどうしたいかを聞けばいいといったような単純なことではなく、事例研究の場に専門職として必要な情報を事前に収集して持ち寄り、そこで事例の理解を深めることが求められる。もちろん、たとえばエンパワメントのひとつの方法として、知的障害者がカンファレンスの場で自分の意見表明をする場として活用することなどはきわめて重要な方法であることはいうまでもない。

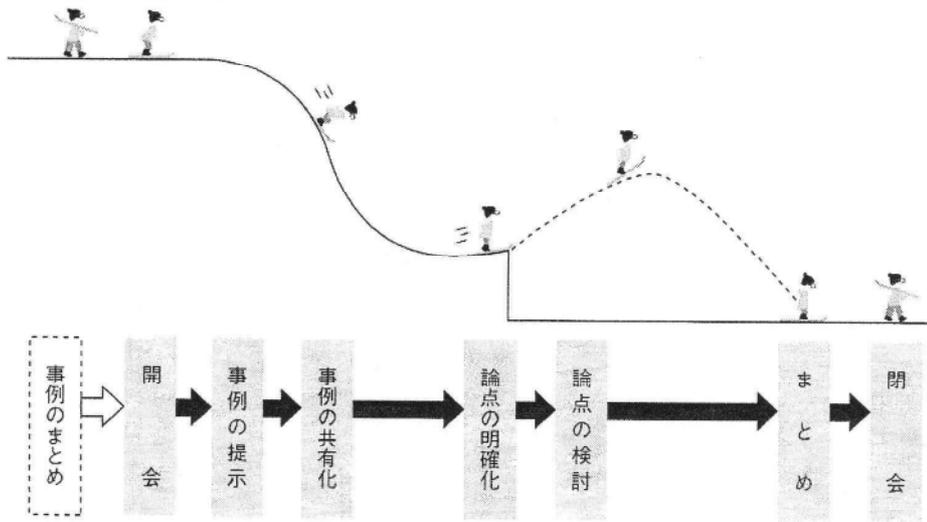


図5 ケースカンファレンスの展開過程の全体像

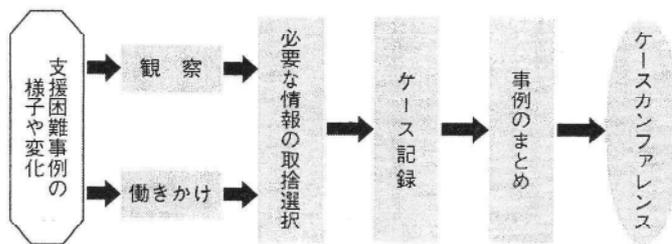


図7 ケース記録までの過程と「事例のまとめ」

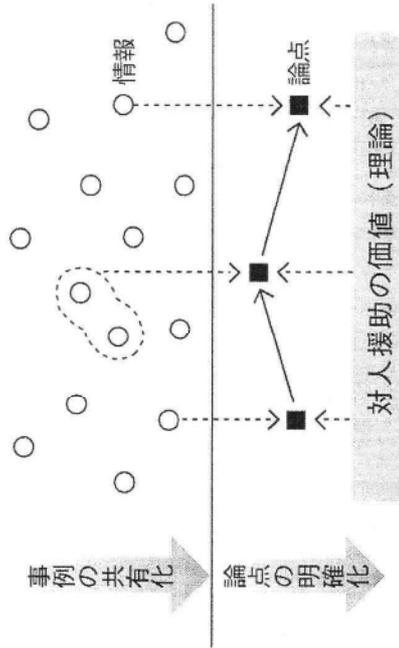


図6 「論点」を設定するための基本的視点

その意味では、スタート時点で着地点を決めることはできない。飛んでみないとわからないからである。だからこそ、前半部分ですべきことは、最善の着地ができるように全力で事例の共有化に取り組むことである。

さて、ジャンプ競技においても踏み切りがポイントになるのと同じように、「論点の明確化」はその後の展開に重要な意味をもつ。論点を設定しないまま、支援困難事例に関してあれこれ議論しても、結論に向けた建設的な議論を積み重ねることはできない。

しかしながら、「論点」をいかに設定するかという課題は、事例研究における本質的で非常に難しいテーマとなる。図6では、「論点」を設定するための基本的視点について概念的に示した。論点の設定は、「事例の共有化」から「論点の明確化」という流れのなかでなされなければならないことを示している。そして、そこで設定される論点(図中の■)は、事例の共有化で示された情報(図中の○)のなかから、「対人援助の価値(理論)」とつながりのある可能性が高いものが選択されるということをイメージしている。ここでの論点とは、各情報をもつ意味を対人援助の価値から洞察するための入口のことであり、それは今後の事例への具体的なアプローチという出口につながっているはずである。「論点の検討」とは、前述の図4のところで説明した「対人援助の価値(理論)」と擦り合わせながら答えを見つけていく作業」といえる。

論点の明確化

対人援助の価値(理論)

事例研究用フェイスシート（様式1）

事例提供者： \_\_\_\_\_（所属： \_\_\_\_\_） 検討日： \_\_\_\_\_年 \_\_\_\_\_月 \_\_\_\_\_日

（事例タイトル）

事例研究用経過記録(様式2a)

No. \_\_\_\_\_

日時[担当者]	本人の状況・変化	援助者の働きかけ	分析・考察・所感
○月○日(○) [△△]	..... ..... ..... ..... .....	..... ..... ..... .....	..... ..... ..... .....
○月○日(○) [△△]	..... ..... ..... ..... .....	..... ..... ..... .....	..... ..... ..... ..... ..... .....

事例研究用経過記録(様式2b)

No.

日時[担当者]	本人システムの状況・変化		援助者の働きかけ	分析・考察・所感
	本人	システム(配偶者、地域住民等)		
○月○日(○) [△△]	..... ..... ..... .....。	.....	..... ..... .....。	..... ..... .....。
○月○日(○) [△△]	..... ..... ..... .....。	..... ..... .....。	..... ..... .....。	..... ..... .....。 ..... ..... .....。

### 全体の所感・論点・展望（様式3）

- ※ ①この事例にかかわってきて今感じていること、②事例をまとめてみて感じたこと、③今後の事例の展望、④今後のことで悩んだり迷っていること、⑤当日議論してほしい内容、などを数行程度でまとめる。

## ～利用者本位、自己選択・自己決定の時代のチームアプローチ～ 対人援助のための合同ケースカンファレンスの方法

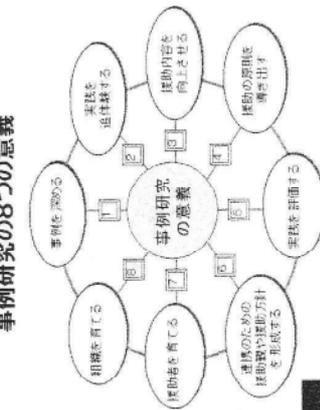
### はじめに

- <社会福祉基礎構造改革>
- 利用者自身が受けるサービスを自ら選ぶ。
  - 利用者主体や自己決定を尊重した援助の中心や質が問われる。
  - 多機関、多職種連携(チームアプローチ)がますます重要になる。

### I 対人援助の本質と事例研究の意義

- 「対人援助の事例研究」とは、ケースカンファレンスによって利用者本人への理解を深め、そこを起点として、対人援助の現場から今後の援助方針を導き出す力動的過程をいう。
- 対人援助の価値や理念を反映させる形で事例研究を学ぶ。
  - ① 「利用者本人のいるところ」から始める。
  - ② 事例を理解し、「了解する」という“プロセス”を大切にす。
  - ③ 援助の“プロセス”を重視する。
  - ④ その“プロセス”自体に意味がある。

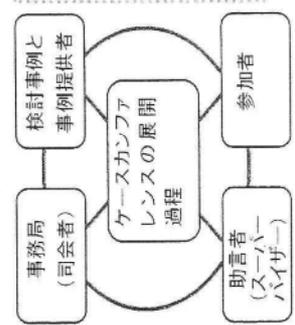
#### 事例研究の8つの意義



●事例研究は、「理論から実践」へのプロセスと「実践から理論」へのプロセスの2つを同時に内包する。

### II 事例研究の基本枠組み

#### 事例研究の5つの構成要素



- 「事務局」の役割
- ① 参加者へのケースカンファレンスの開催通知
  - ② 会場の確保と準備
  - ③ 事例の選択と事例提供者(発表者)の決定
  - ④ 事例提供者のサポート
  - ⑤ 助言者(スーパーバイザー)との打ち合わせ
  - ⑥ 事例等の資料の印刷・配付と記録
  - ⑦ 司会(進行役)
  - ⑧ ケースカンファレンスの事後処理
  - ⑨ プライバシーの保護・管理

### III ケースカンファレンスの進め方

#### ケースカンファレンスの展開過程



●ケースカンファレンスの展開過程は、「前半」(第1段階～第3段階)と「後半」(第4段階～第7段階)に分けることができる。そのうち、「前半」(事例の共有化までに)時間をかけて取り組むことが大切である。

#### 【第1段階 開会】

##### ポイント

- 1 事例研究の意義を再確認する。
- 2 終了時刻を予告する。
- 3 カンファレンス全体の流れを確認する。

#### 【第2段階 事例の提示】

##### ポイント

- 1 事例提供者が余裕をもって発表できるように配慮する。
- 2 この事例などりあげた理由を伝える。
- 3 配付資料に沿いながら、参加者が理解しやすいように報告する。

#### 【第3段階 事例の共有化①—質疑応答】

##### ポイント

- 1 参加者から事例提供者にねざらぬ言葉をかける。
- 2 この時点で評価や解釈をしない。
- 3 問題の本質がどこにあるのか、あたりをつけていく。

#### 【第3段階 事例の共有化②—事例の理解を深める】

##### ポイント

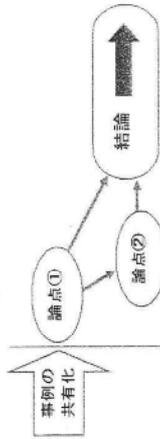
- 1 情報を整理する。  
《イメージづくりの時間》
- 2 与えられた情報を組み立てる。
- 3 本人のいるところに行く。

#### 【第4段階 論点の明確化】

##### ポイント

- 1 事例の共有化から論点を導き出す。
- 2 今後の援助方針・内容を導き出すためのステップを意識して論点を絞る。

- ★ 結論には幅がある。
- ★ どのようにかかわれば本人たちが最善の結論にたどり着けるかを明らかにする。



### 【第5段階 論点の検討①—問題発生のみカニズムの明確化】

#### ポイント

- 1 今後の援助内容を導き出すために事例の理解をさらに深める。
- 2 活発なやりとりをおして気づきと発見をうながす。
- 3 問題発生のみカニズムを本人の側から明確にする。

### 【第5段階 論点の検討②—今後のかわり方を導き出す】

#### ポイント

- 1 援助の方向性を確認する。
- 2 今後の具体的な援助内容や援助方法を明確にする。

### 【第6段階 まとめ・第7段階 閉会】

#### ポイント

- 1 議論内容をふまえて「結論」を明確に整理する。
- 2 ケースカンファレンス全体を全員で振り返る。
- 3 フライハシの保護に十分配慮する。

## Ⅷ 事例研究のための事例のまとめ方

### 1 事例研究用フェイスシート

#### 記載項目例

- 1 事例提供者名(所属)
- 2 検討日
- 3 事例タイトル
- 4 氏名
- 5 性別
- 6 年齢(生まれ年)
- 7 住所
- 8 援助の主たる理由
- 9 援助開始日
- 10 紹介経路
- 11 家族構成
- 12 経済状況

- 13 住宅状況
- 14 心身の状況①(各種手帳)
- 15 心身の状況②(疾病、かかりつけ医等)
- 16 日常生活(ADL等)
- 17 コミュニケーション
- 18 生活歴
- 19 支援体制①(家族・親類)
- 20 支援体制②(福祉サービス)
- 21 支援体制③(地域)
- 22 支援体制④(1週間の支援体制)
- 23 検討課題

## 2 経過記録

日時[担当者]	本人の状況・変化	援助者の働きかけ	分析・考察・所感
○月○日(○) XXXX~XX:XX [担当:○○]			

## 3 全体の所感・論点・展望

- 1 事例にかかわってきて今感じていること
- 2 事例をまとめてみて気がついたこと
- 3 今の迷いや今後の展望
- 4 当日議論してほしい内容  
等を1枚のシートにまとめる。

## おわりに

### 事例研究のすすめ

企画・制作・著作/横浜市福祉局(YSSB)  
the city of Yokohama Social Services Bureau  
制作協力/社会福祉法人 横浜市社会福祉協議会  
横浜市福祉保健研修交流センター ウィリング横浜  
監修・進行・解説/岩間伸之(大阪市立大学大学院生活科学研究科)  
シナリオ作成/守田洋(YSSB企画経理課)、柳原真哉(YSSB職員課)  
制作責任者/伊藤和人(YSSB職員課)  
参考文献/岩間伸之「支援を深める事例研究の方法—対人援助のためのケースカンファレンス」[第2版]ミネルウェア書房(2005年)

出演者(順不同)/  
●岩間伸之(講師)、●高藤剛(つるみ地域活動ホーム「幹」コーディネーター)、  
●岩崎晴子(中福祉保健センター《PHWC》、高齢者支援担当係長・ケースワーカー  
《CW》)、●青木夏子(磯子 PHWC、障害者支援担当 CW)、●吉田孝一(知的障害者  
通所更生施設「集」、施設長)、●乙坂佳代(港北医療センター訪問看護ステーション、  
看護師・ケアマネジャー)、●杉崎真穂(鶴ヶ峰地域ケアプラザ、在宅介護支援センタ  
一相談員)、●高橋誠一郎(中 PHWC、高齢者支援担当 CW)、●熊田直美(神奈川  
PHWC、高齢者支援担当保健師) <所属はいずれも2005年3月現在 >  
撮影・効果・編集/株式会社 TVKエンタープライズ

出演協力(順不同)/  
●社会福祉法人 横浜市福祉サービス協会、●社会福祉法人 大樹、  
●社会福祉法人 訪問の家、●社団法人 横浜市港北医療センター、  
●横浜市磯子区役所、●横浜市神奈川区役所  
●横浜市中区役所、●横浜市印刷物登録 第170224号 >